

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」について

平成 1 7 年 4 月 6 日

総務省総合通信基盤局

消費者行政課

1. 迷惑メール対策に係る法制度見直しの基本的方向性

(平成16年12月24日に公表した中間とりまとめ)

近年、迷惑メールの送信が巧妙化・悪質化していることを踏まえ、規制対象範囲の見直しや違反者への取り締まりの強化を図ることが必要として、法制度の見直しについて以下の基本的方向性を提示。

1. 特定電子メールの定義の見直し

企業や事業を営む個人が利用している事業用メールアドレスに対する送信を行う場合や、携帯電話同士で短い文字メッセージを電話番号あてに送受信するSMS（ショートメッセージサービス）による広告宣伝メールの送信についても、特定電子メール法の対象に追加することが適当。

2. 架空アドレスあて送信禁止の範囲拡大

現在法第5条において禁止されている架空アドレスあてのメール送信は、広告宣伝メールを送信する場合であるが、その他の内容のメールを送信する場合についても、対象範囲に含まれるように見直すことが適当。

3. 悪質な違反行為に対する直罰化

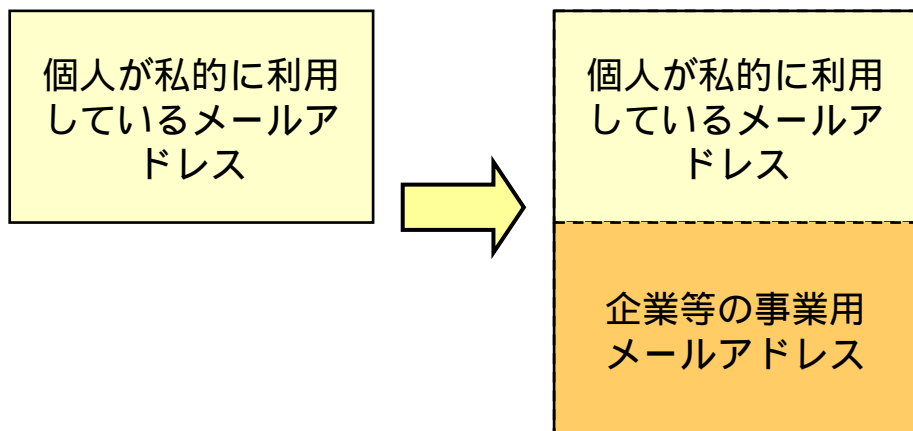
現在、違反行為に対しては、総務大臣の措置命令がまず行われることとなっているが、重大な法益侵害をもたらすおそれのある悪質な送信行為については、送信者に直接刑事罰を科すことも検討することが適当。

4. ISP等による役務提供拒否の範囲の明確化

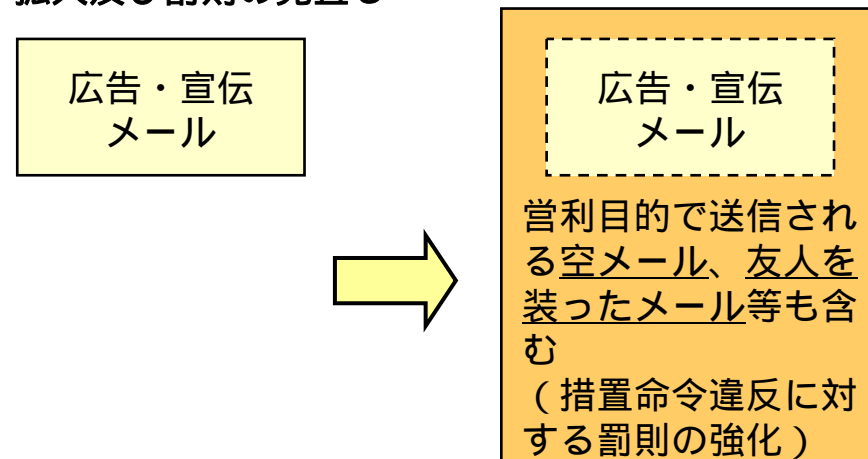
法第10条において規定されている場合以外にも、電気通信事業者が役務提供を拒否することに正当な理由が認められる事例があるため、正当性のあると考えられる事例の整理を進める必要がある。

2. 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を 改正する法律案の概要 (平成17年3月11日閣議決定・国会提出)

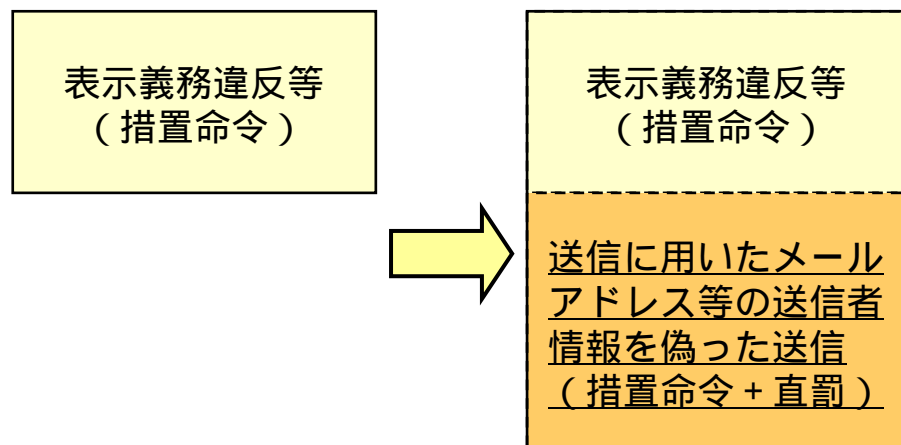
1. 特定電子メールの範囲の拡大



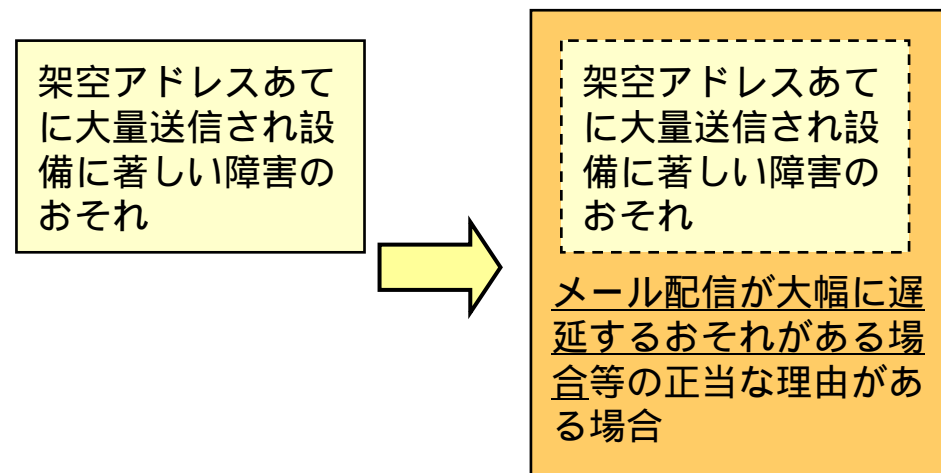
2. 架空アドレスあてのメール送信を禁止する範囲の拡大及び罰則の見直し



3. 送信者情報を偽った電子メール送信の禁止及び直罰規定の整備



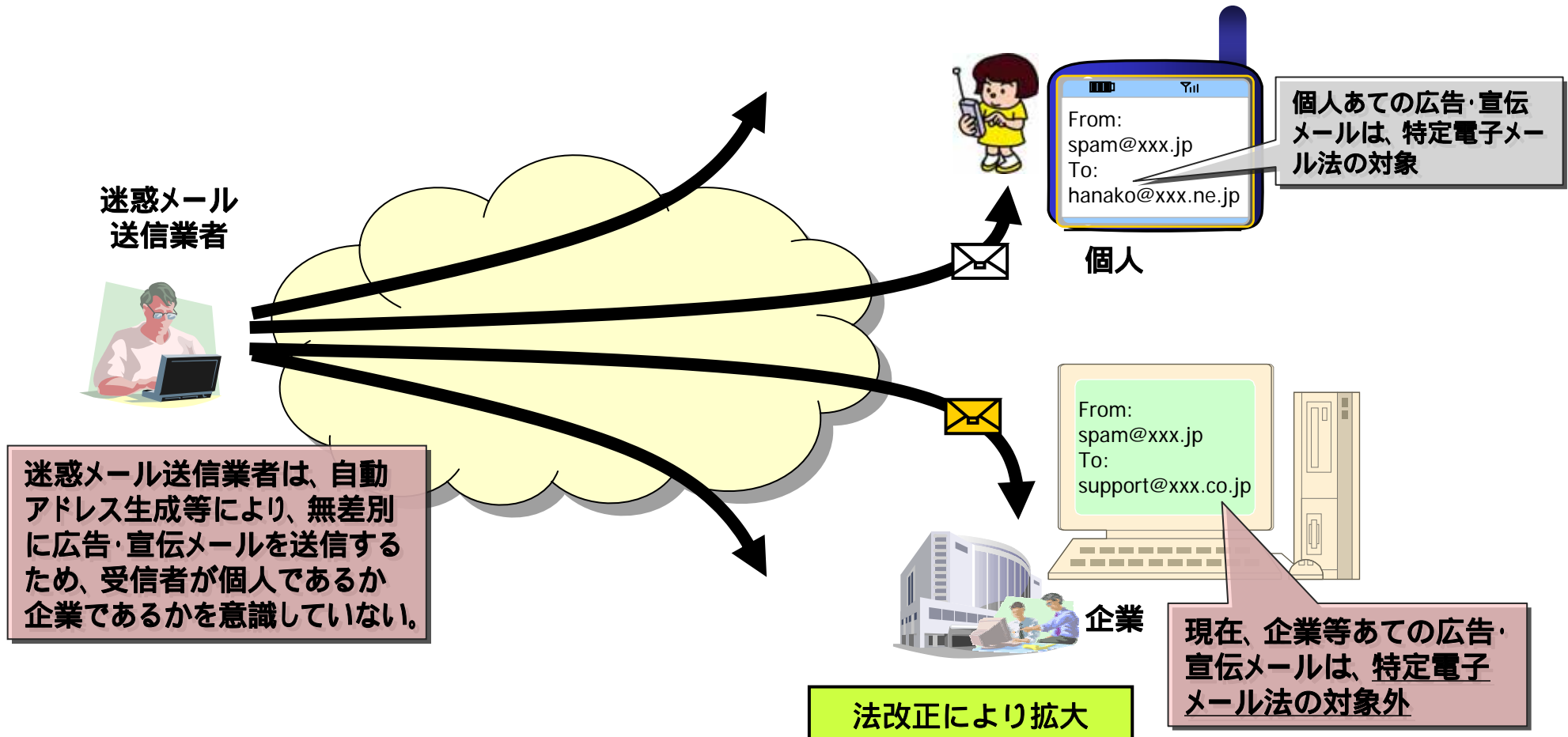
4. 電気通信事業者による役務提供拒否事由の拡大



3 . 最近における迷惑メール送信手口の巧妙化・悪質化について 企業等が利用する事業用メールアドレスに対する送信について

【改正後の第2条第2号】

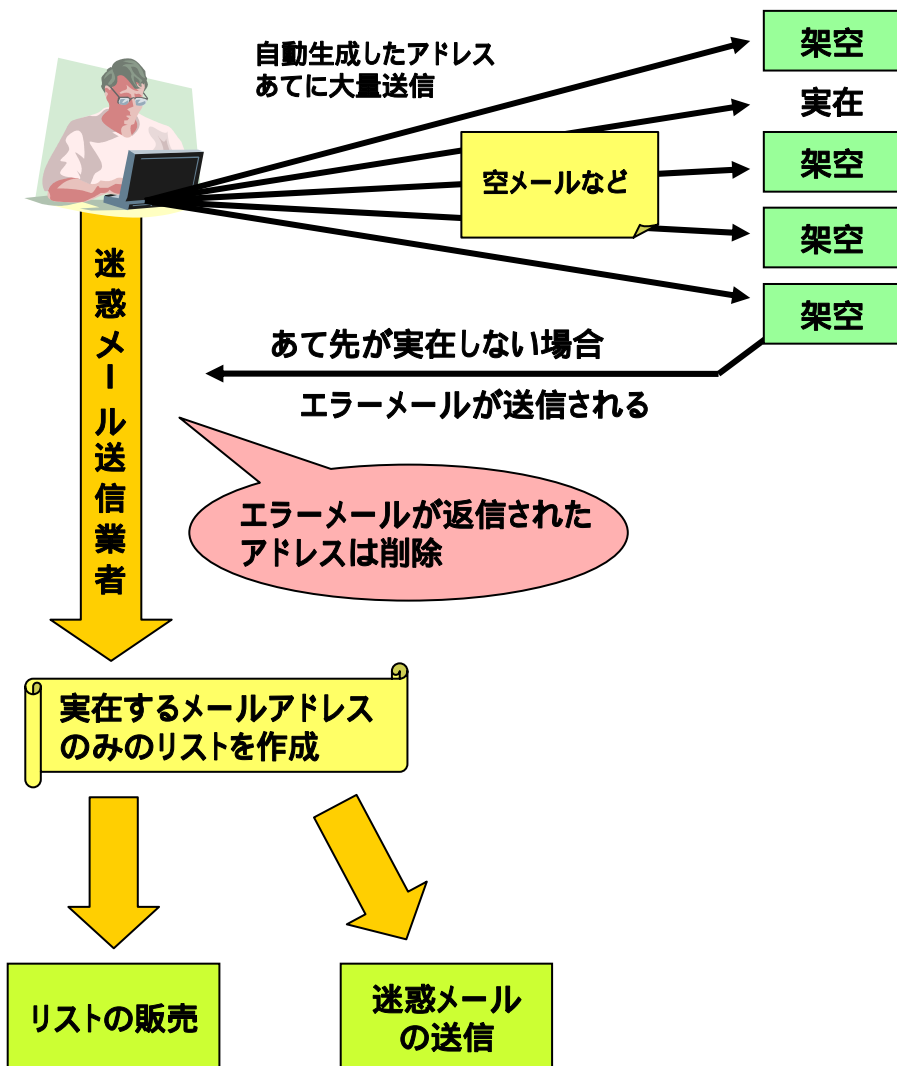
迷惑メールの送信者は無差別に広告宣伝メールを送信しているため、現在特定電子メール法の対象となっている、個人が私的に利用する電子メールアドレス以外にも、企業や事業を営む個人が利用している事業用メールアドレスに対しても同じように送信している。



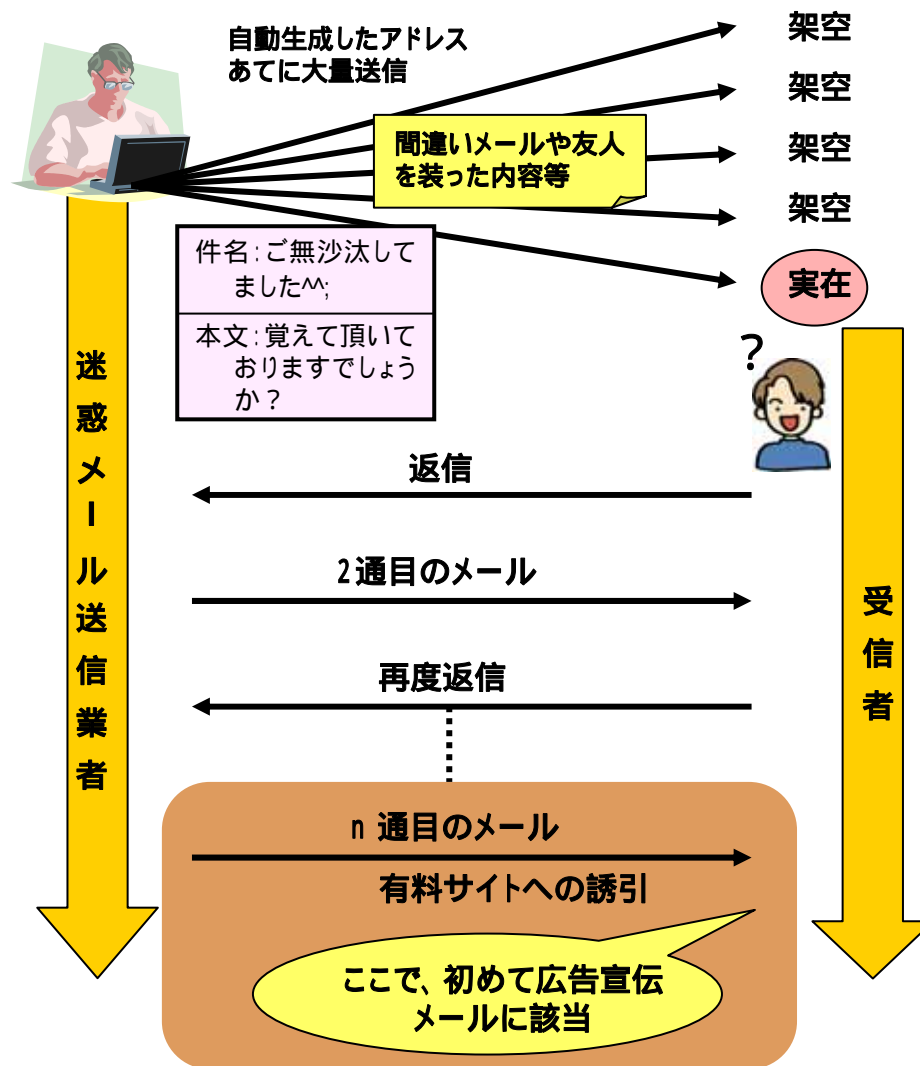
現在規制の対象となっていない広告、宣伝目的以外の架空アドレスあてメール送信のイメージ

【改正後の第5条】

空メールを送信する例



広告宣伝以外の内容の例



送信者情報を偽った電子メールの送信について

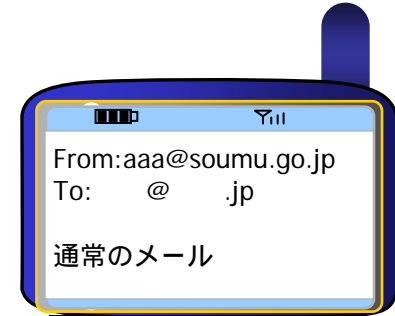
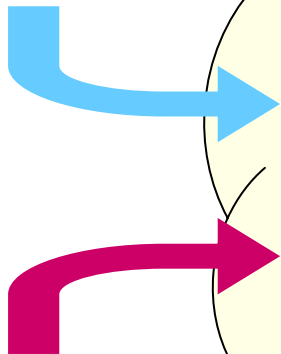
【改正後の第6条】

通常の送信者



aaa@soumu.go.jp

送信側メールサーバ



受信者



受信者

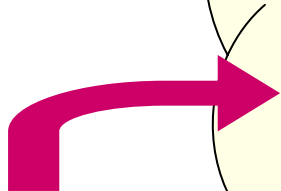


迷惑メール送信者

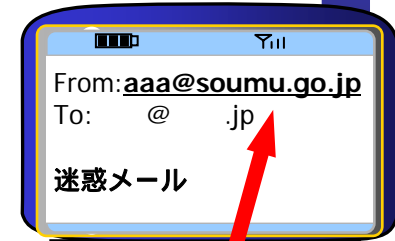


bbb@xxx.jp

送信側メールサーバ



受信側
メールサーバ



送信者の電子メールアドレスを他人の電子メールアドレスに書き換えて送信

法改正により禁止規定を置くとともに、違反した者を直接刑事罰の対象とする（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

本来の送信者メールアドレスであるbbb@xxx.jpがaaa@soumu.go.jpに偽装して表示され、本来の送信者が誰であるのかわからなくなる

電気通信事業者による役務提供拒否事由の拡大について

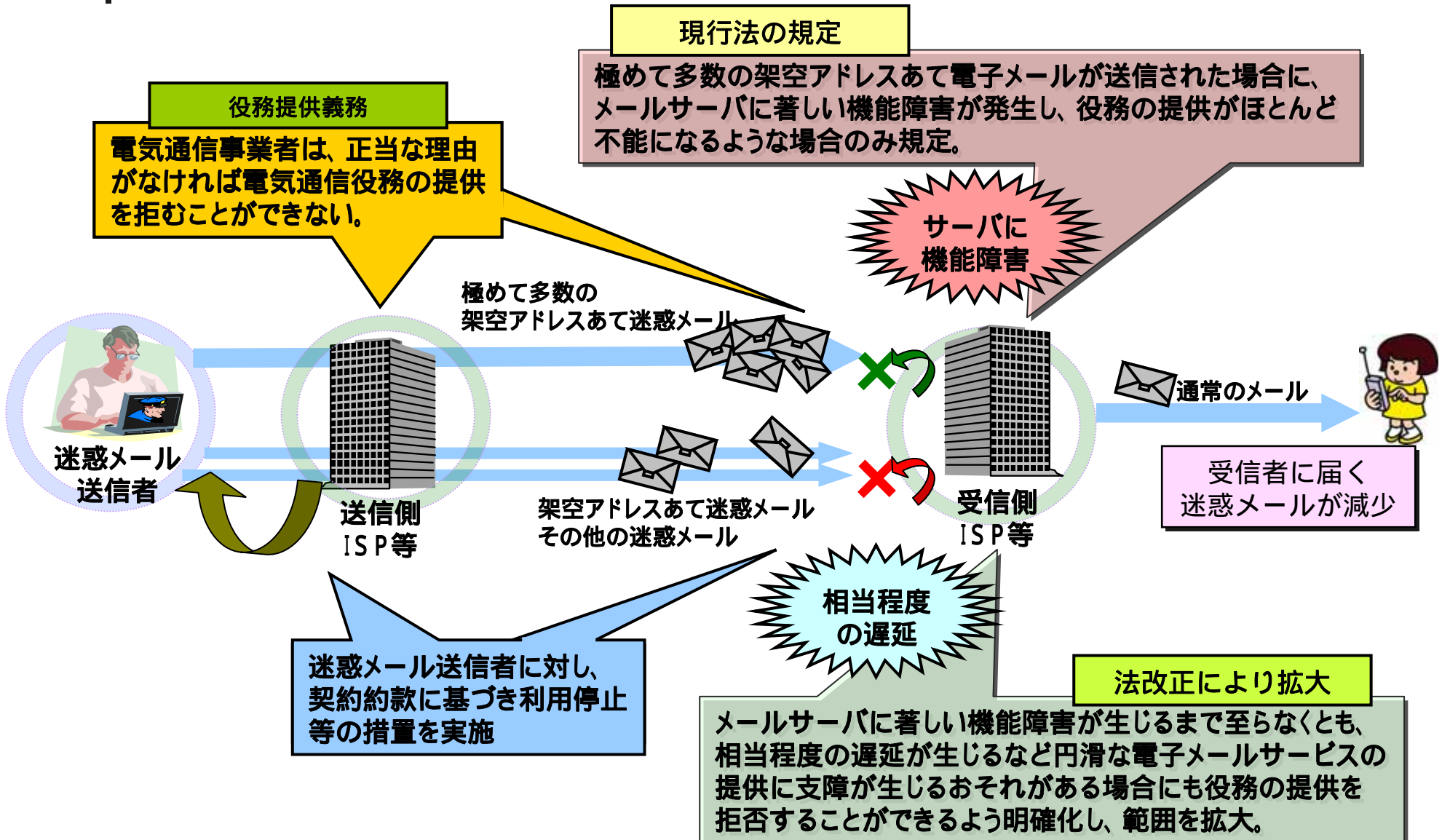
【改正後の第11条】

役務提供義務

電気通信事業者は、正当な理由がなければ電気通信役務の提供を拒むことができない。

現行法の規定

極めて多数の架空アドレスあて電子メールが送信された場合に、メールサーバに著しい機能障害が発生し、役務の提供がほとんど不能になるような場合のみ規定。



メールサーバに著しい機能障害が生じるまで至らなくとも、相当程度の遅延が生じるなど円滑な電子メールサービスの提供に支障が生じるおそれがある場合にも役務の提供を拒否することができるよう明確化し、範囲を拡大。

その他について

(1) 指定法人による指導・助言等の業務の登録機関による実施への移行

(改正後の第14条～第27条)

現在、財団法人日本データ通信協会が総務大臣の指定を受けて実施している「特定電子メール送信適正化業務」について、総務大臣の登録を受けて実施する制度に改める。

(改正後は、架空電子メールアドレスによる送信や送信者情報を偽った電子メールの送信についての業務も含め、「特定電子メール等送信適正化業務」として実施)

(2) 施行期日(改正法附則第1条)

公布の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日

(3) 見直し規定(改正法附則第7条)

現行法附則第2項に規定されているものと同様に、改正法の施行後も3年以内に施行状況について検討し、必要な措置をとるべきこととし、今後も迷惑メール対策について継続的に見直しを行っていくことを定める。

注) SMSによる広告宣伝メールを特定電子メール法の対象に追加することについては、総務省令の改正によって措置することを予定。